

# 戸籍等の郵便請求について

〒706-8510

岡山県玉野市宇野1丁目27番1号

玉野市役所市民課 住民記録係

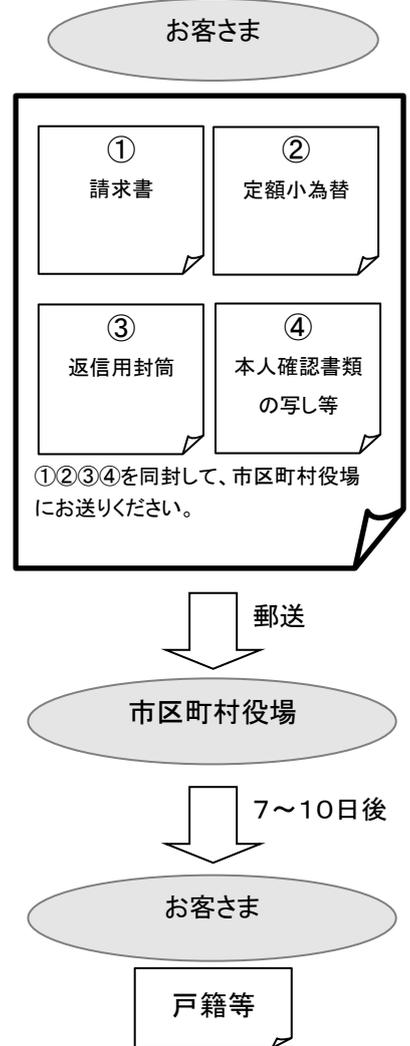
TEL: (0863) 32-5521

住民票の写し、戸籍証明書(戸籍・除籍・身分証明書等)及び戸籍の附票は、郵便で請求できます。  
住民票の写しは住所地の市区町村に、戸籍証明書等は本籍地の市区町村に、直接請求してください。

## 同封していただくもの

- ① **郵便請求書**の内容を、はっきりと正確にご記入ください。  
※不備がありますと、請求に応じられない場合があります。
- ② 手数料は、**郵便局の「定額小為替」**を、無記名の状態でご用意ください。(玉野市での手数料は、裏面のとおりでです。)  
※市区町村により手数料が異なる場合がありますので、事前によくお確かめのうえ、ご請求ください。  
※切手・現金・振込・小切手・国際為替の取扱いは、いたしておりません。  
※出生から死亡までの戸籍は1組3,000円程を**目安**としてください。
- ③ **返信用の封筒**をご用意ください。  
※切手を貼り、請求者の住所・氏名をあらかじめご記入ください。  
※何通も請求される場合は、余分に切手を同封しておいてください。
- ④ 請求者の**本人確認書類の写し**(運転免許証、保険証等)**(パスポートは不可)**を同封してください。  
※住民票に登録されている住所地以外への返送はできません。

※必要な戸籍と請求者との関係が、本籍地で確認できないとき(父母婚姻前の戸籍等)は、関係が分かる戸籍謄本の写しも添付していただく場合があります。  
※戸籍証明書については、プライバシーの保護・基本的人権の尊重等のため、直系親族以外の方(代理人)からの請求については、代理権限が確認できる書類(委任状等)が必要です。  
※請求内容によっては、追加資料をお願いすることがあります。



## 注意事項

- ・郵便事情と市区町村での処理日数の関係で、お手元に届くまで約7~10日かかりますので、日数に余裕をもって請求してください。なお、お急ぎの場合は、速達郵便をご利用ください。
- ・年金請求や相続等の手続きのために、誰の、どのような事項の証明が必要か、はっきりしない場合は、あらかじめ提出先(銀行等)によく確認のうえ請求してください。
- ・偽り、その他不正な手段により交付を受けた時は、罰則に処されます。(戸籍法第113条、住民基本台帳法第47条)

## 請求先市区町村

〒	—	都道府県	市区町村名	
		番地 番	号	連絡先
				— —

# 郵便請求書

## ① だれの、どのような証明が必要ですか？

※戸籍、附票、身分証明、 独身証明を請求するとき <b>本 籍</b> (町名、地番まで)				
※住民票を請求するとき <b>住 所</b> (町名、地番まで)				
<b>筆頭者氏名</b> (戸籍の最初に書かれている人。 筆頭者は亡くなくても変わりません)	男・女	<b>必要な人の氏名</b> (個人事項証明(抄本)が必要な 場合にご記入ください)	男・女	
	年 月 日生		年 月 日生	
<b>筆頭者と請求者との続柄</b>	本人 配偶者 子 父母 祖父母 孫 曾孫 直系血族 その他 ( )			
<b>使用目的</b>	年金 戸籍届 パスポート 裁判 相続 その他 ( )			
<b>その他</b> (誰のどのような記載が必要か、 詳しく具体的にご記入ください。)	(例1) 母▲▲の出生から死亡まで連続した戸籍謄本が1組必要。(例2) 父●●と私の続柄がわかる戸籍が1通必要。  令和 年 月 日に 届を 市区町村へ提出 (最近2週間以内に戸籍の届出をされた方は、その年月日と種類、提出先を必ずご記入ください。)			

## ② 請求者は？

<b>住 所</b>			
<b>氏 名</b> (ご署名ください)	<b>屋間の連絡先</b> (携帯など)	-	-

## ③ なにが必要ですか？ (各市区町村により手数料が異なりますので、事前によくお確かめのうえ、ご請求ください。)

請求先	取扱事務	手数料	通数	
本籍地	戸籍	全部(謄本) / 個人(抄本)	450 円 通	
	除籍・改製原戸籍	謄本 / 抄本	750 円 通	
	戸籍の附票	次の記載が必要な場合は☑をしてください→☐本籍・筆頭者 ☐在外選挙人登録		
		全部 / 個人	300 円	通
		身分証明書	個人	300 円 通
	独身証明書	個人	350 円 通	
住所地	住民票の写し	全部 / 個人	300 円 通	
	除票の写し (除かれた住民票)	個人	300 円 通	
		円	通	
合 計		円	通	